

平成28年第15回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年10月26日（水）

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第33号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

議案第34号 教育財産の取得申出について

議案第35号 弘前市指定文化財の指定について

議案第36号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

議案第37号 平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 榊引 健、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長 奈良岡 淳、
教育センター所長 石川 みどり、生涯学習課長 戸沢 春次、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、
博物館長 佐々木 健一、文化財課長 三上 敏彦、学校づくり推進課長補佐 小山内一仁、
文化財課文化財保護係長 小石川 透

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広、教育政策課総務係主事 齊藤 裕子

午後 2 時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、平成28年第15回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に4番佐々木健委員と5番一戸由佳委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が5件となっておりますが、議案第37号は平成28年度補正予算案の策定過程における案件であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、議案第37号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いいたします。

・議案第33号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第33号平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育政策課長(鳴海 誠) 議案第33号平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながら、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに公表することが義務付けられております。

当市においては、教育基本法に基づき、教育委員会が作成した「弘前市教育振興基本計画」と市の最上位計画である「弘前市経営計画」の「教育・人づくり」に関する政策部分が、整合性を取る形で作成されております。このことから、経営計画の進行政管理における評価の一部を、法に基づく教育事務の点検及び評価事務として活用し、事務の効率化を図っております。

具体的には、経営計画の一次評価と連動した形で教育委員会における自己評価を実施し、その結果について、弘前大学教育学部からの意見を付して報告書にまとめております。なお、経営計画における評価につきましては、各部局による一次評価の後、

総合計画審議会の意見を聴取しながら、人事・財政・行政改革の視点で経営戦略部と財務部により二次評価を行います。その後、総合計画審議会を経て公表されることとなっております。

それでは、お手元に配布しております報告書についてご説明いたします。本報告書は、今年8月に教育委員同席のもと、評価会議を実施し、その結果を反映させるとともに、記載項目等の精査を経て取りまとめたものでございます。

続きまして、本報告書の構成についてご説明いたします。1ページから5ページが「平成27年度の教育委員会の活動状況」、6ページから70ページが「教育委員会における事務の点検及び評価」、71ページから「学識経験者による意見」となっております。この「学識経験者による意見」につきましては、今年度も弘前大学教育学部に依頼し、教育振興基本計画における施策の取組について目標ごとに頂いております。「学識経験者による意見」には、取組についての具体的な意見や助言が数多くあるため、各課等において内容を確認し、改善方針を立案のうえ、今後の取組に生かしてまいります。

最後になりますが、この報告書は、経営計画の公表後議員へ配付する予定としております。また、公表につきましても市役所本庁舎、岩木・相馬の各総合支所、各出張所などの刊行物閲覧コーナーに配置するほか、市のホームページに掲載することとしております。説明は以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等いただく訳ですが、70ページまでの部分については、前回、文言の修正等を要請し、そこは直っているという認識でよろしいでしょうか。
- 教育政策課長（鳴海 誠） はい。
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、遑って確認したいこと等ございましたら、まずそちらを先に審議し、その後、学識経験者による意見の部分についてご意見を頂戴したいと思います。
- 3番（澤田美彦委員） 前回も少し話したのですが、文章が分かりにくい。場合によっては箇条書きにするなど、文章は誰が見ても分かるように、もう少し分かりやすくお願いしたい。
- 委員長（九戸眞樹委員） 表記の方法について、何か縛りがあるのではないですか。
- 教育政策課長（鳴海 誠） 基本的には市の経営計画の形式がございまして、そちらの方と整合性というかバランスをとる必要があります。ただ、内容について整合性を図るのであって、体裁については、その基になる部分というのは教育振興基本計画ですので、理解が深まるような形での工夫が検討課題かと受けとめさせていただきました。
- 委員長（九戸眞樹委員） できれば澤田委員ご指摘の部分について、事務局で今後検討していただければと思います。
- 教育政策課長（鳴海 誠） はい。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。無ければ、学識経験者による意見の部分についてご意見をいただきたいと思います。
- 2番（前田幸子委員） これをホームページに出すとか、一般の方の目に触れるとなる

と、非常に難しく分かりにくい。せつかく書いていただいて、内容的には納得する部分がたくさんあります。ただ、その表現のしかたが難しいので、誰にでも分かるようにすべきかと感じました。せつかく中身も充実して納得できる内容なのにもったいない感じを受けましたので、その辺はお願いしたいと思います。それから、読んでみて、早急にやるべきこと、中長期的にやってもいいことについて、分けて考えるべきかと感じました。また、地域・家庭を巻き込んで、大学生も活用するなどの提案もあったので、委員会だけで考えていいもの、学校だけでは出来ないものなど、事業によって行うべき対象も、対策として考えるべきことかと思いました。さらに、予算が不足しているとか、他の事業からの流用といったアドバイスも出ておりますので、その辺もご覧になって、予算についても検討していただければと思います。

○委員長（九戸眞樹委員） 大変分かりやすく整理していただきました。他にご質疑等ございませんか。

○3番（澤田美彦委員） この学識経験者からの意見というのは、平成26年度についてもあったのですか。

○教育政策課長（鳴海 誠） はい。いただいております。

○3番（澤田美彦委員） 昨年度も、いい意見がたくさんあったかと思いますが。その意見に対して今回はどのように反映されたかというのが、この報告書にはないようです。

来年度の報告書には、このような意見・提案に対して、どのように教育委員会として取り組むのか、はっきり分かるようにしたほうがいいと思います。意見をくださる先生方にも参考になると思います。

○委員長（九戸眞樹委員） 教育委員会の事業に対する通信簿ではありますが、事業にどう反映していったかという結果が無いままに予算案の中に組み込まれていく考え方なので、直接の言葉では表されていませんが、予算を見てくださいということでしょうか。

○5番（一戸由佳委員） 昨年度の意見は、もう少し総括的で厳しい意見だなというのは印象に残っています。そういう意味では、今回は細かく一つ一つの評価について、すごくありがたい意見・提案がなされていて、これから改善する余地を具体的に示していただいている、ここから来年に向けていろいろなことが決まっていくのかなど、やったことがきちんと評価されているなど、嬉しい気持ちで読ませていただきました。

○1番（九戸眞樹委員） 辛口な方もあれば、具体的な提案もあり、例えば、基本的方向Ⅱの学びと育ちの環境の充実の部分ですとか、文化財の部分については、よりステップアップする考え方を示していただいている、中には、大きな方針そのものに疑義を唱えている部分もあって、最後を見たら、「問題点を指摘し、改善への示唆を行うことを目的としているので、耳の痛い『批判』もあるかもしれない」と弁明してあるので、前回より分かりやすくなったと思います。

ただ、読みにくいというのは、一本の文章になっているので仕方がないです。箇条書きにすると非常に長いものになるかもしれませんが、例えば中長期的な改善を望むとか、早期の改善や基本方針の見直しなど、トピックスの部分だけを箇条書きで表すという分類のしかたもあると思います。やはり、文章を読むというのは、なかなか頭

に残らないので、もしかすると事務局の仕事になるのかもしれませんが、「先生からいただいたものを分類しますとこういうことになりますね」というやり取りが今後必要になるのかなと少し思いました。

やった仕事が評価されるというのは大変意味のあることなので、これからステージを上げていくのにこれが使われればいいなと思いました。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第33号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は可決されました。

・議案第34号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第34号教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（後藤千登世） 議案第34号教育財産の取得申出についてご説明いたします。本議案は、教育財産の取得について市長に申出するものであります。提案理由は、小・中学校で使用する除雪機を老朽化に伴い更新しようとするものです。

教育財産取得表をご覧ください。取得する財産は、除雪機8台、うち小学校分5台、中学校分3台であり、取得金額は合計で7,199,712円を予定しております。更新予定の学校は、別紙に記載のとおりとなっております。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） この除雪機の耐用年数はどのくらいですか。それから、除雪機の安全性はどのように確保されているのか。また、除雪機は全部同じものなのか、それとも学校によって違うものなのか教えてください。

○学務健康課長（後藤千登世） 除雪機の耐用年数は、一応8年とされておりますが、使用頻度や使用環境で異なってきますので、15年から20年程度は使用できるのではないかとわれております。安全性については、使い方の問題は別ですが、発注にあたり、機材の仕様書でメーカーや物の指定ができないことになっているので、幅がどれくらいだとか、国内製であるとか、様々条件を付けて行っております。今回は全部で8台ですが、小学校分と中学校分を別に発注する予定であり、そこで機種が分かれることはあります。これまでのものにつきましても、購入した年代が違いますので、メーカーも型番も学校によって異なります。

○5番（一戸由佳委員） シーズンが終了した後のメンテナンスもきちんと行われて、先ほどの耐用年数と理解してよろしいでしょうか。

○学務健康課長（後藤千登世） はい。使用が終わればメンテナンスはしますし、不具合があれば修理しながら使用しております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第34号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号は可決されました。

・議案第35号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第35号弘前市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（三上敏彦） 議案第35号についてご説明いたします。本件は、市文化財の指定についてであります。提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第4号に規定する弘前市指定文化財に指定しようとするものです。

市文化財保護条例第5条の規定に基づき、指定の可否については、去る10月3日に弘前市文化財審議委員に諮問したところ、同日付けで市指定文化財に値すると答申があったものです。

答申内容は、「珠洲焼経容器及び蓋石」の2点を有形文化財の考古資料に、「堂ヶ平経塚」1件を史跡に値すると認められたものであります。

まず、「珠洲焼経容器及び蓋石」の2点を説明いたします。珠洲焼経容器及び蓋石ですが、現在、弘前市立博物館に所蔵されており、12世紀末頃に製作されたと考えられる経典を入れていた容器と、その蓋として使用された石です。この経容器は、昭和37年に、大沢字堂ヶ平の観音堂を修理した地元の人が発見し、昭和59年に弘前市立博物館へ寄贈したものです。

粘土紐巻き上げで、大まかな形をつくり、叩き締めながら成形されたと考えられ、車輪文もしくは菊花文と思われる装飾的な文様が施されています。内側に、形を整えるために使用した拳大の円礫の痕跡が残ります。

珠洲焼きは、中世の能登地方、現在の石川県珠洲市周辺で製作された須恵器系の陶器ですが、この容器は、12世紀末に製作されたと考えられるもので、奥州藤原氏による津軽地方の内国化に大きく関わる遺物であると考えられます。当該期の津軽地方に関わる資料は極端に少ないことから、非常に貴重な物証となるものです。

なお、蓋石は、通称鯖石と呼ばれる、地元産の火砕流凝灰岩が用いられています。

次に、「堂ヶ平経塚」ですが、津軽大沢駅より3.2キロほど山の中に入っていったところで、先ほどの珠洲焼経容器及び蓋石の出土した場所になります。経塚とは、仏教の経典を壺等の容器に入れて埋めた場所をいい、末法思想の広まりと共に、全国的に流行した仏教行為のひとつです。

堂ヶ平経塚は、その大きさが東北地方最大規模、面積にして53,041㎡であり、さらに周囲に溝が掘られるなど、外観を重視したつくりとなっており、非常に特徴的なも

のとなっております。

経塚の築かれた一帯は、当時の幹線道路だった奥大道に面する交通の要所であり、それまで内国化されていなかった津軽地方の入り口でした。その場所に、巨大な経塚を築いたということは、奥州藤原氏の目指した仏教による内国化が、津軽地方へ到達したことを示していると考えられます。12世紀末まで遡る、政治・宗教に関わる当地方の様子を現在に残すものとして非常に重要なものであり、市指定史跡にふさわしいと審議委員の会議で評価されたものであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番（前田幸子委員） まず、大きさはどのくらいですか。また、この蓋は容器に蓋がされた形で出てきたのですか。それから、これはここで造られたものか、または石川で造られて運ばれてきたものか、また、これは1セットだけ出てきたのか教えてください。それから、表記の表現ですが、員数というのは文化財の表現のしかたですか。

○文化財課長（三上敏彦） 大きさは、口径が22.5cm、胴部が32.7cm、高さ38.6cmです。蓋は、長さが32.4cm、幅が30.7cm、厚さは6.5cm、重さは6kg弱です。

○文化財課文化財保護係長（小石川 透） 蓋石と壺がセットである証拠は、博物館に記録が残っている寄贈された大沢の大工さんの証言で、観音堂を修理したときに礎石を動かしたら、中に空間があり、それが壺であった。壺に蓋がされた状態で、その蓋が礎石に使われていたというものです。ということで、蓋石としてセットで使われていたものと考えられます。これは1セットしか出ていません。このような経典を入れている経容器自体県内ではあまり見つかっていなく、津軽地方では、古くから鱒ヶ沢の赤石から出た経容器が有名であったのですが、あまり点数がありません。最近になって平内や北海道まで北上していくのですが、当時は北限の経塚、経容器であると考えられていました。容器がどういう経緯で来たのかといいますと、珠洲焼きは、中世の一時期に爆発的に普及して室町時代に急に無くなってしまったのですが、ちょうど珠洲焼きのピークの頃12世紀末ぐらいに作られたものが、能代のあたりでも同じような容器が出ております。ですので、恐らくは日本海経由で米代川とかそういった流域から川を利用して運ばれたのか分かりませんが、外部から持ち込まれたものであろうと考えられています。蓋石につきましては、先ほど鯖石と申しましたが、あくまで地元産の石で、同じ石質の石を使って、中世では板碑など作られており、中別所の板碑も同じものです。ある意味、蓋については地元で作っているということに価値があるのではないかと審議委員の先生も話しておりました。

員数ですが、史跡につきましては面積で書き表す慣わしとなっております。

○1番（九戸眞樹委員） この観音堂そのものは、今は史跡として見ることはできるのですか。

○文化財課文化財保護係長（小石川 透） はい。史跡の構成要素として見ることはできます。今回、経塚として史跡指定しますが、元々大沢の人々が年に一度お祭りで神様を遊ばせに行く場所となっております。麓の村からご神体を担いで山に上がって行ってここに置いて、そこで皆で飲み食いしてまた連れて帰るといったことを年に一度必

ずやっているので、これも聖地としては大事なものとなります。

- 4番（佐々木健委員） 経塚の範囲は、この地図に表れている範囲ですか。
- 文化財課文化財保護係長（小石川 透） 測量図はあくまでマウンド部分で、今回は一筆の指定となりますので、53,041㎡というかなり大きな指定範囲となります。この中に、燈明杉ですとか桂清水や毘沙門堂などの社殿も含まれています。人為的に造成されたような平場が経塚の南に広がっているので、これら一帯を含めた範囲を指定ということで審議委員の先生も考えていたものです。
- 2番（前田幸子委員） 指定文化財になっても、今までと同じようにそのお祭りなどはできるのですか。
- 文化財課文化財保護係長（小石川 透） もちろんできます。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第35号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第35号は可決されました。

・議案第36号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第36号弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（三上敏彦） 議案第36号弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱についてご説明いたします。提案理由は、弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の任期満了に伴い、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条第3項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。
参考資料をご覧ください。今回は、委員名簿12名中、No.1とNo.8の方が諸般の事情で退任となりました。残る10名の方は引き続き再任とします。
議案別紙の委嘱する者の氏名等をご覧ください。再任10名に、小坂清輝氏を加えて、11名を委嘱しようとするものです。新規委員1名ですが、西部仲町町会副会長で、関係地域を代表する者等として選任するものです。委嘱期間は、平成28年11月1日から平成30年10月31日までの2年間とするものであります。以上です。
- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。
- 2番（前田幸子委員） 参考資料を見ますと、会議の開催回数が過去3年のうち1回しか開催されていないですね。これでいいんですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 前回の審議会が平成26年11月であり、以降は審議会を開催しておりませんでした。確かに少ないといった声もありますが、特別諮る案件が無かったものです。
- 2番（前田幸子委員） 様々な問題があり、もっと開催して欲しいと思います。この審議会の存在がもったいないと思います。

- 1 番（九戸眞樹委員） 審議案件があがった時だけの会議となっているものと思いますが、会議の持ち方を検討していただければと思います。
- 文化財課長（三上敏彦） 今後は、協議や意見交換の場としても、複数回の開催を考えたいと思います。
- 教育部長（野呂忠久） もっと地域の方々や審議会の方々に情報提供するなど、重要案件の考え方も、もっと身近なものから捉えて、今後進めてまいりたいと思います。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第36号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号は可決されました。

・議案第37号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第37号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。
（傍聴者退席）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第37号平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 － 原案どおり可決）
- 委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第15回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時57分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 佐 々 木 健

署名者 一 戸 由 佳